

<資料3>

令和8年度県・市町村によるDX推進事業業務委託 企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、令和8年度県・市町村によるDX推進事業業務委託の委託候補者を選定するため、審査に関して必要な事項を定めるものです。

2 企画提案審査会

- (1) 審査は、4名の委員によって構成される企画提案競技審査会によって審査します。
- (2) 審査会の委員長は、デジタル政策推進課長とします。なお、審査委員長に事故がある場合は、審査委員長が指名する職員がその職務を代行します。
- (3) 審査会の進行、意見の取りまとめ及び審査結果集計は、デジタル政策推進課調整・DX推進チームが行います。

3 審査方法

(1) 第1次審査

- ①審査は企画提案競技参加業者から提案された企画の内容を、書面審査により行います。
- ②審査は4の「審査項目、審査の視点及び配点」により行います。
- ③各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けします。
- ④審査会において合計点数の上位5者を第2次審査の対象者として決定します。なお、合計点数が同点となり5者を選定できない場合は、審査員の合議により第2次審査の対象者を決定します。

(2) 第2次審査

- ①審査は企画提案競技参加業者から提案された企画の内容を、Web会議システムを利用したプレゼンテーション審査と質疑応答により行います。なお、プレゼンテーション審査の発表者は、原則として受注した場合における管理責任者が行うこととします。
- ②審査は4の「審査項目、審査の視点及び配点」により行います。
- ③各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けします。
- ④合計点数の最も高い者を最優秀提案者とし、審査会で委託候補者として決定します。同点となった場合は、審査員の合議により委託候補者を決定します。
- ⑤委託候補者の合計点数が得点率6割に達しない場合は、審査員の合議により契約に当たっての条件等を付与する場合があります。

4 審査項目、審査の視点及び配点

- (1) 事業目的の理解（10点）
本業務に対する考え方、重視すべきポイントなど
- (2) 事業内容（40点）
支援案件に対する取組方針や支援手法、仕組みを構築する上であるべき方向性など
- (3) 実施体制（15点）
実施体制の妥当性など
- (4) 実施適性（10点）
同種及び類似業務の実績など
- (5) 費用対効果（10点）
見積金額及び費用内訳の妥当性など
- (6) 賃金水準の向上（5点）
賃金水準の向上に関する書類の提出
- (7) 女性の活躍推進（5点）
女性の活躍推進に関する書類の提出
- (8) 県内情報関連産業の振興（5点）

県内に拠点を有し、拠点に所属する従業員の本業務への従事など
※詳細は、別紙評価表を参照してください。

5 施行期日

この要領は、令和8年3月13日から施行する。